

「ヘルス博 Kyoto 2022」開催業務企画・運営・広報業務委託に係る質疑に対する回答(No.1)

NO.	御質問内容	回答
1	<p>ヘルス博開催にあたって京都市内に会場を借りる場合、「委託上限額 6,000 千円」に会場費は含まれるのでしょうか。</p> <p>例えば、オープニング・表彰式・講演・ブース展示のため、京都市内の会場を1日10万円(税込)で借りた場合、その会場費10万円は、委託金の範囲内にあたるのでしょうか。</p>	<p>会場費用も委託上限額に含んでおります。例えば、会場とWEBのハイブリッド形式での実施の場合においても、会場ブース展示等の会場費用は、委託金の範囲内と考えております。</p>